

## ○令和5年度\_廃止に取り組む施設

No.	地域	施設名	施設の現在の利用状況・ 施設利用者等との協議状況等	公共施設等 総合管理計画 (R3改定)	過去三年の 利用人数(人)	R3収入額 (年額:円)	R3支出額 (年額:円)	R3収支 (年額:円)	R4収入額 (年額:円)	R4支出額 (年額:円)	R4収支 (年額:円)	市有利or借地 土地借上料 (年額:円)
1	矢島	花立グラウンド管理棟	方針は存続としているが、現在未使用であり、今後も具体的な使用計画がないために廃止の方針に変更。	1期解体(未達)	R2:0 R3:0 R4:0	0	0	0	0	0	0	市有地
2	矢島	矢島清掃センター 灰置場	方針は存続としているが、現在未使用であり、今後も具体的な使用計画がないために廃止の方針に変更。	存続	R2:0 R3:0 R4:0	0	0	0	0	0	0	市有地
3	矢島	花立バーベキューハウス	方針は存続としているが、現在未使用であり、今後も具体的な使用計画がないために廃止の方針に変更。	存続	R2:0 R3:0 R4:0	0	0	0	0	0	0	市有地
4	岩城	亀田体育館	使用者への説明していない。存続の希望強い。計画遂行に難色	2期解体	R2: 5,577 R3: 4,561 R4: 4,817	271,070	1,721,674	-1,450,604	315,500	1,765,570	-1,450,070	市有地
5	岩城	勝手多目的屋内体育施設	令和2年度に譲渡について説明。令和6年度廃止・解体 承諾	2期廃止	R2: 1,073 R3: 1,155 R4: 1,000	0	93,323	-93,323	0	92,606	-92,606	自治会所有地 借上料0円
6	岩城	上新谷スポーツ交流館 (上新谷多目的屋内体育施設)	令和2年度に譲渡について説明。令和6年度廃止・解体 承諾	2期廃止	R2: 0 R3: 0 R4: 0	0	56,917	-56,917	0	59,769	-59,769	市有地
7	由利	消防機械器具庫(5-2)(1) 西沢字上屋敷23-6	存続の方針であるが、現在未使用のため廃止・解体へ変更	存続	R2:0 R3:0 R4:0	0	2,377	-2,377	0	2,377	-2,377	市有地
8	由利	青少年旅行村ケビン(5)(6) 2棟	現在貸し出ししていないため令和5年度に廃止し、早期に解体する	2期解体	R2:0 R3:0 R4:0	0	0	0	0	0	0	市有地
9	由利	由利中学校 格技場	存続の方針であるが、耐震基準を満たしておらず廃止・解体へ変更 物置として使用しているため置き場所の確保検討	存続	R2:0 R3:0 R4:0	0	6,669	-6,669	0	1,344	-1,344	市有地

## ○令和5年度\_廃止に取り組む施設

No.	地域	施設名	施設の現在の利用状況・ 施設利用者等との協議状況等	公共施設等 総合管理計画 (R3改定)	過去三年の 利用人数(人)	R3収入額 (年額:円)	R3支出額 (年額:円)	R3収支 (年額:円)	R4収入額 (年額:円)	R4支出額 (年額:円)	R4収支 (年額:円)	市有利or借地 土地借上料 (年額:円)
10	大内	滝体育館	主に町内会の住民が各種スポーツ、レクリエーション等に利用。 R5.4.14上川大内町内会長会、4.26行政協力員会議において解体計画を説明。	2期解体	R2: 505 R3: 260 R4: 325		86,574	-86,574		86,574	-86,574	市有地
11	大内	立志館	使用者への説明はしていない。コロナ感染拡大前と比較すると20%ほどの利用者延べ人数であり、今後市民の自主的活動の回復が予想され利用者数の増加が見込まれるため、利用者へ方向性を示し協議を行う。	2期改築	R2: 257 R3: 250 R4: 182	4,420	809,389	-804,969	2,600	607,891	-605,291	市有地
12	大内	都市交流センター (たんぼぼ館)	主に同好会、スポ少関係の会合等に利用されている。 (4年度は週4日開館、5年度は週3日) R4年度に社会福祉協議会への譲渡に向けた協議を行ったが、活用できない旨の回答があった。	2期譲渡	R2: 408 R3: 268 R4: 123	53,170	2,499,474	-2,446,304	48,520	1,775,149	-1,726,629	市有地
13	東由利	畜産広場	令和6年度解体委託料予算要求、令和7年度解体	2期解体	R2:0 R3:0 R4:0		3,290	-3,290		3,332	-3,332	市有地
14	東由利	朴ノ木沢放牧場 看視舎	令和6年度解体委託料予算要求、令和7年度解体	2期解体	R2:0 R3:0 R4:0	0	8,609	-8,609	0	8,767	-8,767	
15	東由利	朴ノ木沢放牧場 衛生舎	令和6年度解体委託料予算要求、令和7年度解体	2期解体	R2:0 R3:0 R4:0	0	11,183	-11,183	0	11,384	-11,384	
16	東由利	八塩生涯学習センター プール、更衣室	令和6年度解体委託料予算要求、令和7年度解体	2期解体	R2:0 R3:0 R4:0	0	0	0	0	0	0	
17	西目	特産品加工施設	3期廃止計画	3期廃止	R2:9 R3:3 R4:1	1,090	61,387	-60,297	630	74,729	-74,099	市有地



## ○「譲渡」方針の施設について

No.	地域	施設名	取組状況	譲渡可否の判断スケジュール	譲渡できない場合の方針
1	矢島	矢島畜産センター乾草収納庫	指定管理者である「花立牧場」と譲渡協議を重ねてきているが、法人の経営状況が厳しい中で近々での譲渡は受け入れが困難な状況である。	R4年度まで「花立牧場」とは継続して協議しており、法人経営状況を鑑みながら、指定管理期間（R7年度）までは譲渡判断をする。（R6年度まで）	指定管理の当面継続となるが、現状が「花立牧場」の占有状態である。現状を鑑みると公的に施設を維持することは厳しく、早い時期に「花立牧場」に譲渡し民間で施設運営する方向が望ましい。
2	矢島	矢島畜産センター農機具格納庫			
3	矢島	矢島畜産センター看視舎			
4	矢島	矢島畜産センター家畜保護施設			
5	矢島	矢島畜産センター堆肥舎			
6	矢島	矢島バイオセンター一次醗酵処理施設	利用農家で構成する管理組合設立を検討したが、管理費用で折り合いがつかず、譲渡引受けが困難な状況である。	R5年度に管理費用について精査し、適正な売却価格を算定。譲渡に向け利用農家と引き続き協議していく。矢島畜産センターと併せてR6年度までに譲渡判断をする。	一定期間を直営継続しながら、指定管理へ移行する。その後も譲渡協議は継続して進めていく。
7	矢島	矢島バイオセンター尿処理施設			
8	矢島	矢島バイオセンター醗酵処理施設			
9	矢島	矢島バイオセンター排水処理施設			
10	矢島	矢島バイオセンター処理水槽			
11	矢島	矢島バイオセンターバンクリーナー受槽施設			
12	矢島	矢島バイオセンター堆肥袋詰施設（旧花立除雪管理棟）	第4期譲渡としているが、組合との協議の中で当初は前向きな姿勢であったが、組合員の高齢化により譲渡は困難な状況である。	指定管理期間（R7年度まで）の間に、譲渡判断をする。	直売販売所は地元農家の生産意欲の向上。所得向上に寄与している施設なので、引き続き指定管理を継続して運営していく。
13	矢島	農林水産物直売施設（やさい王国）			
14	矢島	矢島町林業センター	第4期譲渡としているが、森林組合との協議の中で組合は経営状況から新たな施設を持つことは考えておらず、譲渡については困難な状況である。	指定管理期間（R7年度まで）の間に、譲渡判断をする。	センターとしての利用主旨とは異なる森林組合矢島支所での事務所利用だけなので、譲渡困難な場合は、施設廃止が望ましいものとする。

## ○「譲渡」方針の施設について

No.	地域	施設名	取組状況	譲渡可否の判断スケジュール	譲渡できない場合の方針
1	岩城	鶴湯交流館	これまで取り組みはされていない (第2期 令和7年譲渡)	令和5年5月中に町内会へ説明会を開き、計画について説明する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地縁団体にあるかを確認</li> <li>・譲渡出来ない場合、市直営施設となり、場合によっては「修繕しない」「解体」もあり得る事を説明していく。</li> </ul>
2	岩城	①下黒川多目的集会施設 ②下黒川農村公園トイレ	これまで取り組みはされていない ①第2期 令和6年譲渡 ②第2期 令和8年譲渡		
3	岩城	下蛇田多目的集会施設	これまで取り組みはされていない (第2期 令和6年譲渡)		
4	岩城	勝手多目的集会施設	これまで取り組みはされていない (第2期 令和6年譲渡)		
5	岩城	①上新谷農村公園トイレ ②上新谷農村公園四阿	これまで取り組みはされていない ①第2期 令和7年譲渡 ②第2期 令和7年譲渡		
6	岩城	内道川多目的集会施設	これまで取り組みはされていない 第2期 令和7年譲渡		
7	岩城	君ヶ野多目的集会施設	これまで取り組みはされていない 第2期 令和7年譲渡		
1	由利	ふれあい館「鮎川」	指定管理をしている社会福祉協議会に打診してみたところ、反応は薄い。隣接地に地域の集会施設もあるため、町内会が受け皿となる可能性も低い状況となっている。 現在は建物内には診療所があり、デイサービスも運営している。そのため、譲渡を受けないことをもって、廃止することも困難である。	令和8年を目処にデイサービスや診療所の運営状況を見定める。	デイサービスの事業継続が見込めるようであれば、現在の指定管理を継続し、デイサービスの事業継続が難しい場合は、補助事業で建設された建物であるが、廃止も検討する必要がある。
2	由利	ゆり高原ふれあい農場 (看視舎、畜舎、堆肥舎等)	H26年度から(株)ゆりファームが指定管理者。1期4年の3期目の2年目を迎えている。当初「存続」から2期譲渡となり、(株)ゆりファームへの譲渡に向けて協議を行っている。	譲渡にあたっては修繕が必要な箇所が多くあり、指定管理者としてはその修繕がされないままの譲渡受け入れは厳しいとしている。また肥育期間(22ヶ月)の関係もあり、これまでの協議においてR5.9月を方針決定の目安としている。	ゆりファームへの譲渡が見込まれない場合は、補助事業等の財産処分年限を確認しながら廃止を検討していくが、その場合は牧草供給が滞り市内肥育農家への影響が大きいため代替策等の検討も必要である。
3	由利	米山農村公園 東屋 米山農村公園 トイレ 五十土農村公園 東屋	地元集落が指定管理者。 譲渡に向けて協議を進めている。 ※1期譲渡(未達)	R8.3.31までの指定管理期間となっており、公共施設等総合管理計画第2期の最終年度(R8年度)までに譲渡可否を判断する。	米山農村公園の東屋はH27年度修繕済み。耐用年数は15年(競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの(主として木造のもの))とされていることからR12年度以降に廃止を検討していく。
1	大内	都市交流センター (たんぼぼ館)	社会福祉協議会への譲渡を検討してきたが、相手より「無し」との回答があった。	令和5年度に民間企業等への譲渡について検討をすすめる	廃止を検討する
2	大内	有機センター	利用者(畜産農家)と管理団体の設立・譲渡に向けた協議により、今後の管理方針を決定する	令和5年度に、受託先となる管理団体の設立の可否について、利用者と協議を行う	施設は処理能力に応じた稼働状況であり、廃止は関係者への影響が大きいことから、経費の削減に努めながら直営とする。
3	大内	畜産センター			飼料の高騰など畜産経営をとりまく状況は変化しており、施設の存在意義は高まりつつあり、施設の有効活用と地域畜産業の下支えとして直営とする。

## ○「譲渡」方針の施設について

No.	地域	施設名	取組状況	譲渡可否の判断スケジュール	譲渡できない場合の方針
1	東由利	堆肥センター 堆肥発酵棟	平成12年の事業竣工から23年が経過しており、施設及び機械の消耗が激しいことから令和5年から8年まで国の畜産環境整備事業により改修を実施する計画である。 指定管理者のJAと協議を重ねているが、設備を改修し適正な稼働を可能とした上で、堆肥販売価格を見直しするなど健全な経営に改善し譲渡へ向かいたい。 堆肥センター施設一体での譲渡に向けて協議を継続していく。	現在の指定管理の指定期間が令和8年3月までとなっている。 堆肥センター一体的な施設の譲渡へ向けていきたいことから、国事業による設備改修が完了予定の令和9年度の翌年令和10年の経営状況を見て判断する。 また、東由利地域のみの単独な家畜糞尿処理施設としてでは無く、市全体の施設の利用計画を見直し方針を策定していく。	肉用牛生産地としては、農家に必要な施設であり、資源循環型農業における耕種農家にとっても必要な堆肥製造施設である。 国補助事業を活用するため、財産処分年限を確認する必要がある。 以上のことから、廃止及び解体することが容易にできないため、堆肥販売価格、し尿処理施設の利用料の見直しなど経営面で改善を検討しつつ、代替え策を検討する。
2	東由利	堆肥センター 堆肥舎	平成12年の事業竣工から23年が経過しており、機械の消耗が激しいことから令和9年に国の畜産環境整備事業により機械設備改修を実施する計画である。 指定管理者のJAと協議を重ねているが、設備を改修し適正な稼働を可能とした上で、堆肥販売価格を見直しするなど健全な経営に改善し譲渡へ向かいたい。 堆肥センター施設一体での譲渡に向けて協議を継続していく。		
3	東由利	堆肥センター 管理棟	指定管理者のJAと協議を重ねている。 堆肥販売価格を見直しするなど健全な経営に改善し譲渡へ向かいたい。 堆肥センター施設一体での譲渡に向けて協議を継続していく。		
4	東由利	堆肥センター ストックヤード			
5	東由利	堆肥センター 尿処理施設	平成17年の事業竣工から18年が経過しており、機械の消耗が激しいことから令和7年に国の畜産環境整備事業により機械設備改修を実施する計画である。 指定管理者のJAと協議を重ねているが、尿処理施設単体では光熱水費、薬剤費、管理費のコストがかかるが、微々たる使用料収益しか無いため、不採算施設となることが明確である。 堆肥センター施設一体での譲渡に向けて協議を継続していく。		
6	東由利	農産物処理加工施設	指定管理者である東由利特産物振興会と協議を重ねているが、売り上げが少額であり施設の突発的な修繕が発生した場合に耐えうる経営状況ではない。		

## ○「譲渡」方針の施設について

No.	地域	施設名	取組状況	譲渡可否の判断スケジュール	譲渡できない場合の方針
1	鳥海	ケアセンター「悠楽館」	現在の指定管理期間（令和7年度末）満了後、市の方針としては「施設譲渡」を目指している旨を指定管理者に説明しながら、利用状況などの聞き取りを実施した。 指定管理者としては、現状、赤字運営となっているため、譲渡以前に事業継続そのものについても検討が必要との認識でいる。	令和5年度と6年度の2年間を本格的な協議期間とし、令和6年度末には、譲渡可否を判断する。	指定管理での事業継続が望まれるところであるが、利用状況を考慮しながら、施設の存廃に関しても検討していく。
2	鳥海	特別養護老人ホーム「鳥寿苑」	現在の指定管理期間（令和7年度末）満了後、市の方針としては「施設譲渡」を目指している旨を指定管理者に説明しながら、利用状況などの聞き取りを実施した。 指定管理者としては、施設の老朽化が進行していることから、現状での譲渡は困難という認識でいる。	令和5年度と6年度の2年間を本格的な協議期間とし、令和6年度末には、譲渡可否を判断する。	施設の利用を希望している待機者も多く、廃止はできない。指定管理での事業継続が望まれるところであり、大規模改修などの条件整備も必要。
3	鳥海	特別養護老人ホーム「鳥寿苑」車庫			特別養護老人ホーム「鳥寿苑」の運営に必要な施設であるため、同時に進めていくこととする。
4	鳥海	特別養護老人ホーム「鳥寿苑」車庫			
5	鳥海	特別養護老人ホーム「鳥寿苑」 高齢者生活福祉支援センター			指定管理での事業継続が望まれるところであるが、利用状況を考慮しながら、施設の存廃に関しても検討していく。
6	鳥海	そば等乾燥調整施設			現在は前指定管理者へ行政財産の貸付しており、譲渡を促しているが消極的な回答である。